

# 大分県報

令和四年  
号外（四八）  
六月三十日

（木曜日）

## 目次

### 教育委員会規則

教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止等……………一

### ○教育委員会規則

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和四年六月三十日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第七号

#### 教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する等の規則

（教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止）

第一条 教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

（教育職員免許状に関する規則の一部改正）

第二条 教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号イの免許法施行規則附則第三十八項の適用を受け、修業年限三年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合の表の見出し及び免許法施行規則附則第三十八項の適用を受け、修業年限二年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合の表の見出し中「附則第三十八項」を「附則第三十五項」に改める。

第二十一条第三号中「改正法施行規則」を「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和三十六年文部省令第十八号）」に改める。

第二十二条中「教育職員免許法第十六条の二」を「免許法第十六条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第十号様式の三中「有効期間の満了の日」  
附則  
この規則は、令和四年七月一日から施行する。  
年月日 を削る。